

平成24年第3回野洲市議会定例会 市提出案件

議案番号	件 名	提出月日
報告第5号	平成23年度野洲市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	8月28日
議第56号	専決処分につき承認を求めることについて（平成24年度野洲市一般会計補正予算（第2号））	8月28日
議第57号	平成24年度野洲市一般会計補正予算（第3号）	8月28日
議第58号	平成24年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	8月28日
議第59号	平成24年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	8月28日
議第60号	平成24年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	8月28日
議第61号	平成24年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	8月28日
議第62号	平成24年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）	8月28日
議第63号	平成23年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について	8月28日
議第64号	平成23年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8月28日
議第65号	平成23年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	8月28日
議第66号	平成23年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8月28日
議第67号	平成23年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8月28日
議第68号	平成23年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8月28日
議第69号	平成23年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8月28日
議第70号	平成23年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8月28日

議第 7 1 号	平成 2 3 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 月 2 8 日
議第 7 2 号	平成 2 3 年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について	8 月 2 8 日
議第 7 3 号	平成 2 3 年度野洲市水道事業会計決算の認定について	8 月 2 8 日
議第 7 4 号	野洲市防災会議条例の一部を改正する条例	8 月 2 8 日
議第 7 5 号	野洲市災害対策本部条例の一部を改正する条例	8 月 2 8 日
議第 7 6 号	野洲市道路占用料条例の一部を改正する条例	8 月 2 8 日
議第 7 7 号	指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて（野洲文化ホールほか）	8 月 2 8 日
議第 7 8 号	指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて（野洲市総合体育館）	8 月 2 8 日
議第 7 9 号	指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて（野洲市中主 B&G 海洋センター）	8 月 2 8 日
議第 8 0 号	指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて（野洲市市民グラウンド）	8 月 2 8 日
議第 8 1 号	指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて（野洲市体育センター）	8 月 2 8 日
議第 8 2 号	市道路線の認定及び廃止について	8 月 2 8 日
議第 8 3 号	和解について	8 月 2 8 日
議第 8 4 号	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて	8 月 2 8 日

◎各案件の概要は次ページ以降です。

平成24年第3回野洲市議会定例会 市提出案件概要

1 報告 1件

□報告第5号 平成23年度野洲市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- ①健全化判断比率
- ・実質公債費比率（3箇年平均） 16.0%（25.0%）
 - ・将来負担比率 76.9%（350.0%）
- ※（ ）内は本市が適用される早期健全化基準
- ②資金不足比率
- ・資金不足は生じていない。

2 専決処分 1件

□議第56号 専決処分につき承認を求めることについて（平成24年度野洲市一般会計補正予算（第2号））

- ①予算額
- ・補正前予算額 20,020,449 千円
 - ・補正額 101,011 千円
 - ・補正後予算額 20,121,460 千円
- ②補正の概要
- ・法人市民税の還付及び還付加算金を計上。（101,011 千円）

3 補正予算 6件

□議第57号 平成24年度野洲市一般会計補正予算（第3号）

- ①予算額
- ・補正前予算額 20,121,460 千円
 - ・補正額 397,053 千円
 - ・補正後予算額 20,518,513 千円
- ②補正の概要
- ・普通交付税額の決定（△170,088 千円）、臨時財政対策債発行可能額の決定（△50,317）及び法人市民税の減収等に伴う減収補填債を計上（200,000 千円）。
 - ・平成23年度介護保険事業における額の確定に伴う精算による介護保険事業特別会計繰入金を計上。（24,945 千円）
 - ・平成23年度学童保育所指定管理料の確定に伴う精算による返納金を計上。（23,268 千円）
 - ・平成23年度決算剰余金の1/2相当額を財政調整基金へ積立。（250,000 千円）

円)

- ・旧分庁舎改修における追加工事費を計上。(45,000千円)
- ・住まい対策事業における住宅手当申請者の増に伴う追加分を計上。(9,454千円)
- ・野洲第1こども園整備事業に伴う補償費積算業務委託(2,100千円)、不動産鑑定委託料(565千円)を計上。
- ・障害者自立支援事業費等補助金(国費・県費)を活用し、障害者虐待防止や新体系定着支援等に取り組む。(12,519千円)
- ・不活化ポリオワクチン接種事業に伴う予防接種等委託料を計上。(14,301千円)
- ・野洲駅周辺都市基盤整備事業における北口広場歩道橋設計等業務委託料を計上。(16,000千円)
- ・市三宅小南線右折車線設置に伴う設計委託料を計上。(2,700千円)
- ・北野小学校増築工事における実施設計業務委託料を計上。(24,584千円)

□議第58号 平成24年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

①予算額

- ・補正前予算額 4,612,515千円
- ・補正額 166,759千円
- ・補正後予算額 4,779,274千円

②補正の概要

- ・平成23年度の特健診にかかる国及び県の負担金等を精算。(5,134千円)
- ・平成24年度の前期高齢者交付金の決定に伴い減額。(△23,026千円)
- ・決算剰余金の1/2相当額を財政調整基金に積み立てる。(103,000千円)
- ・平成23年度療養給付費等負担金の精算による国庫支出金返還金(60,438千円)、療養給付費交付金の精算による社会保険診療報酬支払基金への返還金(5,330千円)を計上

□議第59号 平成24年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

①予算額

- ・補正前予算額 413,420千円
- ・補正額 6,985千円
- ・補正後予算額 420,405千円

②補正の概要

- ・出納整理期間中の保険料等収入額相当分に対する広域連合納付金を追加(6,985千円)
- ・決算剰余金の計上により不用となる一般会計繰入金(事務費分)を減額(△259千円)

□議第 60 号 平成 24 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

①予算額

- ・補正前予算額 2,935,292 千円
- ・補正額 31,881 千円
- ・補正後予算額 2,967,173 千円

②補正の概要

- ・平成 23 年度の保険給付費、地域支援事業等の確定に伴う国、県、社会保険診療報酬支払基金及び市との法定負担分の過不足について精算する。

□議第 61 号 平成 24 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

①予算額

- ・補正前予算額 2,468,656 千円
- ・補正額 1,307 千円
- ・補正後予算額 2,469,963 千円

②補正の概要

- ・汚水量算定誤りに伴う下水道料金の還付。(1,307 千円)

□議第 62 号 平成 24 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 1 号）

①予算額

- ・補正前予算額 25,463 千円
- ・補正額 3,732 千円
- ・補正後予算額 29,195 千円

②補正の概要

- ・さくら墓園内の地盤沈下による空洞化調査費を計上。(851 千円)
- ・決算剰余金から調査委託料分を除いた全額を墓地公園整備基金に積み立てる。(2,881 千円)

4 決算認定 11 件

□議第 63 号 平成 23 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について

□議第 64 号 平成 23 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

□議第 65 号 平成 23 年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

□議第 66 号 平成 23 年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

□議第 67 号 平成 23 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議第 68 号 平成 23 年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 69 号 平成 23 年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 70 号 平成 23 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 71 号 平成 23 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 72 号 平成 23 年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 73 号 平成 23 年度野洲市水道事業会計決算の認定について

5 条例改正 3 件

□議第 74 号 野洲市防災会議条例の一部を改正する条例

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、防災会議の所掌事務の改正、委員の選出基準の追加等所要の改正を行う。

- ①第 2 条…所掌事務の改正 「災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること」⇒「市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること及びその重要事項に関し、市長に意見を述べること」
- ②第 3 条…委員の選出基準の追加 「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者」
- ③施行日 公布の日
第 3 条 平成 24 年 10 月 1 日

□議第 75 号 野洲市災害対策本部条例の一部を改正する条例

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する引用条項の改正を行う。

- ①第 1 条 「第 23 条第 7 項」⇒「第 23 条の 2 第 8 項」
- ②施行日 公布の日

□議第 76 号 野洲市道路占用料条例の一部を改正する条例

市道の占用料について、参考とする道路法施行令が一部改正されたことに伴い、本条例の改正を行う。

- 施行日 平成 25 年 4 月 1 日

6 その他 7 件

□議第 77 号 指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて (野洲文化ホールほか)

平成 21 年 12 月 22 日議決を得た公の施設の指定管理者の指定期間を次のと

おり変更することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

- (1) 野洲文化ホール
- (2) 野洲文化小劇場
- (3) さざなみホール

2 指定管理者

滋賀県野洲市富波甲 1 3 3 9 番地
財団法人野洲市文化スポーツ振興事業団
理事長 岩崎 真治

3 指定期間

変更前	変更後
平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで	平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで

**□議第 78 号 指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて
(野洲市総合体育館)**

平成 21 年 12 月 22 日議決を得た公の施設の指定管理者の指定期間を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

野洲市総合体育館

2 指定管理者

滋賀県野洲市富波甲 1 3 3 9 番地
財団法人野洲市文化スポーツ振興事業団
理事長 岩崎 真治

3 指定期間

変更前	変更後
平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで	平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで

**□議第 79 号 指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて
(野洲市中主 B & G 海洋センター)**

平成 21 年 12 月 22 日議決を得た公の施設の指定管理者の指定期間を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
野洲市中主B & G海洋センター
- 2 指定管理者
滋賀県野洲市富波甲1339番地
財団法人野洲市文化スポーツ振興事業団
理事長 岩崎 真治
- 3 指定期間

変更前	変更後
平成22年4月1日から平成27年3月31日まで	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

**□議第 80 号 指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて
(野洲市市民グラウンド)**

平成21年12月22日議決を得た公の施設の指定管理者の指定期間を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
野洲市市民グラウンド
- 2 指定管理者
滋賀県野洲市富波甲1339番地
財団法人野洲市文化スポーツ振興事業団
理事長 岩崎 真治
- 3 指定期間

変更前	変更後
平成22年4月1日から平成27年3月31日まで	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

**□議第 81 号 指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて
(野洲市体育センター)**

平成21年12月22日議決を得た公の施設の指定管理者の指定期間を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
野洲市体育センター
- 2 指定管理者
滋賀県野洲市富波甲1339番地

財団法人野洲市文化スポーツ振興事業団

理事長 岩崎 真治

3 指定期間

変更前	変更後
平成22年4月1日から平成27年3月31日まで	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

□議第 82 号 市道路線の認定及び廃止について

次の市道路線を認定及び廃止することについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求める。

- ・認定路線・・・市三宅竹生外周線、北桜不動尊線
- ・廃止路線・・・北桜不動尊線

□議第 83 号 和解について

- 1 訴訟事件名 大津地方裁判所
平成24年(ワ)第29号 損害賠償請求事件
- 2 当事者 原告 滋賀県野洲市小篠原2100番地1
野洲市
代表者 野洲市長 山仲 善彰
被告 設計業者

3 事件の概要

本件は、原告が被告に対して委託した篠原小学校改築・改修設計業務委託において、被告が作成した設計図書について、平成23年2月8日エレベーター昇降路の建築設計とエレベーター機械設備設計の不整合が発覚した。

このことの補正に係るエレベーター昇降路柱の手直し工事費等の損害が発生したため、平成23年11月24日次の請求を被告に求める損害賠償請求を提訴した。

この件について、平成24年7月4日第4回の裁判において、裁判官から和解の勧告があり、原告及び被告の代理人弁護士の協議により和解条項(案)が提示され、これに合意するものである。

[請求内容]

- (1) 被告は原告に対し、金57万8800円およびこれに対する平成23年11月24日付け訴状の送達の日翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (3) 仮執行宣言
上記のとおり判決を求める。

4 和解条項

- (1) 被告は原告に対し、本件損害賠償金として金 50 万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は前項の金 50 万円を本和解の席上原告に支払い、原告はこれを受領した。
- (3) 原告は被告に対するその余の請求を放棄する。
- (4) 訴訟費用は各自の負担とする。

7 人事案件 1件

議第 84 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

氏 名	
ふくたに 福谷	いわお 巖
かわばた 川端	はつみ 初美

※任期 平成 25 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日（3 年間）